

男性の介護労働

——男性介護者の介護実態と支援課題

津止 正敏

(立命館大学教授)

政府が成長戦略として「介護離職ゼロ」を政策提起したのは2015年9月だったが、以降、雪崩を打ったように経済・労働分野で介護問題の議論が溢れ出した。介護問題が一挙に経済問題と化した瞬間だった。その背景には介護問題の深刻化はもちろんだが、介護の問題解決に向かう家族介護者等当事者・関係者の地道な実践と運動の蓄積が、政府の「介護離職ゼロ」を引き寄せる確かな原動力となっていた。本稿では、今日の介護問題のシンボリックな存在となっている家族介護を担う男性を主題としている。男性介護者はもう主たる介護者の3人に1人を占めるが、このことは介護の問題や政策の更新にどのように影響するのだろうか、という観点から論を深めてみた。1990年前後に医療・看護関係者を中心に始まる男性介護者に関する調査研究や実践事例などの先行研究をフォローし、その当時の問題関心の特徴を把握してみた。そして男性介護者の現状やその困難性をフィールドにして、家族等が担っている無償の介護労働に関する分析視点とその問題解決に向けた今日的な課題を抽出してみた。特に「介護者は働いている」という新たな介護実態から仕事と介護の両立支援に関する政策的課題について考察した。

目次

- I はじめに
- II 男性介護者の先行研究から
- III 男性の介護労働分析の視点
- IV 男性の介護実態
- V 「仕事と介護の両立」を巡って

介護／介護者データや先行研究等から分析してその特徴を明らかにしようと思う。そして、男性介護者というフレームから家族等の無償の介護労働の全体像を射程する介護の諸課題を抽出してみようというのが本稿の主要な狙いである。

II 男性介護者の先行研究から

介護する夫や息子を主題とする先行研究をフォローし、この課題の今日性を改めて確認しておこうと思う。

Clare Ungerson *Policy is Personal; Sex Gender and Informal Care* (1987) は、多分に男性介護者問題に言及した最も古い論考の一つと思われるが、本書の日本語版『ジェンダーと家族介護』（平岡公一他訳1999）への序文に次のように言う。「近年のイギリスにおける研究によれば、本書で報告

I はじめに

筆者に与えられた論題は「男性の介護労働」であるが、本稿ではこの演題から想定されるような男性の介護福祉士やホームヘルパーなど賃労働者として働く者の労働ではなく、在宅で配偶者や親を介護する夫や息子などが行う無償の介護労働を主題としている。彼らを男性介護者と総称し、彼らが担う介護労働の実態を、この間筆者らが行った幾つかの調査結果や、政府及び関係機関による

している調査を実施する時点で考えられていた以上に多くの男性介護者が存在することが明らかになっています。もちろん、介護に関してジェンダーに着目するパースペクティブは、男性の存在を無視するわけではありません（この研究でも4名の男性が対象に含まれています）。しかし、男性も介護を行っているという事実（大部分は年老いた妻を介護しているのですが）が知られるようになったことにより、介護に関するイギリスの研究文献の傾向が、フェミニズムの影響が圧倒的に強いパースペクティブから、介護者に関する階級や性や人種による多くの相違点、あるいは婚姻状態や世代、年齢、生涯の状況という次元での多くの相違点を考慮に入れたパースペクティブへと微妙に変化してきています」（1987=1999：2-3）

Ungerson のこの研究の日本語版が世に出たその頃日本でもすでに看護・保健分野から男性介護者を主題とする貴重な研究報告がなされていた（小田原・中山 1992；武田他 1995；深沢他 1995；馬庭 1996；奥山 1997a, 1997b；長島 1999；長野県社会福祉士会 1999）。

この時期の日本での研究いずれもが、在宅での家族介護者の総体ではまだ少数だが「増加が予測」（小田原・中山 1992）され、且つ顕在化しつつあった男性介護者の抱える諸問題に着目し、面接等の対面調査の手法によりその介護の実態と特徴を明らかにするための試論的整理を試みているのが特徴である。家族介護者の主流であった女性の介護スタイルに比してどのような特徴があるのか、介護する男性の特有の困難・課題は何か、に関心は集中していたが、その背景には、この80～90年代にかけて在宅で介護を担う家族介護者の全体像がようやく可視化しつつあったという当時の介護をめぐる社会情勢も大きく影響している。

1980年に発足した「呆け老人を抱える家族の会（現公益社団法人認知症の人と家族の会、以下「(社) 家族の会」）」は、家族介護者の声を集めて介護問題の社会化へのキックオフとなる歴史的な契機¹⁾となっていた。その後の1990年に始まる高齢者保健福祉10カ年戦略のホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ等の在宅福祉の拡

充を柱とする介護の事業化は、全国各地に家族介護者を組織していく契機となった²⁾。各地の社会福祉協議会や保健所等のコミュニティ・ワーカーによる組織化活動が家族介護者の会活動を牽引していった。「(社) 家族の会」が1995年に実施した「ぼけ老人の家族の会に関する全国実態調査³⁾」によれば、「(社) 家族の会」ではない地域単位で組織される家族の会が、この時期既に全国に466団体の会が確認されている。そして「(社) 家族の会」が全国調査を行っていたこの前年に、東京都では「荒川区男性介護者の会（通称オヤジの会）」が、日本で初めての男性介護者単体の会として誕生している。前述の武田他（1995）・長島（1999）の論考はこの会に直接関与したものであり、奥山（1997a）の論考もこの会の参加者へのインタビューを中心的素材として扱っている。

フェミニズム・パースペクティブの圧倒的な理論的影響のもとでの男性介護者へのアプローチが Clare Ungerson 著書の主軸だったが、日本での男性介護者への着目と関心の広がり、その介護実態を懸け橋として問題解決に向けた介護当事者と支援者・専門職との共同作業が成し得た独自の到達として確認してもいい。そのシンボリックなものが東京都荒川区の男性介護者の組織化であり、調査研究では長野県社会福祉士会の取り組みである（長野県社会福祉士会 1999）。同会は長野市で発生した介護殺人・心中事件を機に電話相談やアンケート調査を実施して「男性家庭介護者」の介護実態と支援の課題を提言しているが、専門職能団体による本格的な男性介護者に関する調査報告、支援の提言となっている。

小田原らは福岡県の大牟田市で1992年に行なった介護者50人への面接式アンケート調査結果をもとに、男性介護者の介護困難を「男性介護者の介護困難の内容は、身のまわりの世話、および家事労働であった。そのなかでも、特に排せつや食事の介助が最も多く、問題行動は少なかった。男性介護者は、女性介護者に比べてそれぞれの介護時間がかかり、介護負担がよりいっそう強くなっていると考えられた」（小田原・中山 1992）と特徴付けているが、いずれの指摘も今に続く男性介護者像の一面である。この時期、男性介護者

にかかる研究ではフェミニズム／ジェンダーの視点からのケア分析（春日 1997）もあったが、多くは上記のような介護される人する人の実態把握とその問題解決という強い実践的志向性を持った研究にこそこの時期の特徴があった。

その後、介護保険制度（2000年）の導入論議と施行を経て、男性介護者問題への関心はさらに高まりテーマはより具体的で政策的、そして学際的となった。男性介護者の介護特性（一瀬 2001, 2004；斎藤 2009, 彦・大木 2016）、男性介護者が加害者となる虐待・心中・殺人事件（湯原 2010）、仕事と介護の両立（JILPT2013, 2015；池田 2014；和氣 2017）、介護する息子（春日 2010；平山 2016・2017）、若年世代の介護（武田他 2015；澁谷 2018）、家族介護者支援（津止・斎藤 2007；斎藤 2015）、厚労省の老人保健健康増進等事業による男性介護者支援の研究（（社）全国国民健康保険診療施設協議会 2011；（社）全国介護者支援協議会 2011）等々男性と介護を焦点化して扱うテーマは格段に広がった。Ungersonはその著日本語版の序文にて英国における介護分析のパースペクティブが圧倒的なフェミニズムの影響から「微妙に変化」してきているとその動向を記していたが、それから20年、日本では実に多様な視点・論点からの男性介護者への論及がなされているのだ。筆者は、以前に仕事と介護の両立支援の在り方に対し、企業の人事労務担当者やケアマネージャ等介護事業者など第一線の支援者や介護当事者がその裁量を発揮でき、ニーズに即してカスタマイズが可能で柔軟性に富んだ介護資源と支援方法の開発を急務の課題として提起したことがある（津止 2015）。介護／介護者の実態が多様化し、その分析視点も介護・家計・世代・ジェンダー・キャリア・支援政策等々複眼の視点からのアプローチを不可避としているという状況に着目したからに他ならない。

以上、男性介護者の介護実態の全体像をこの間の主たる先行研究の成果を素材に俯瞰してきたが、以下ではこうした研究成果を踏まえつつ、男性介護者の介護実態の今日的課題について論じてみようと思う。

Ⅲ 男性の介護労働分析の視点

『男性介護者白書——家族介護者支援への提言』（津止・斎藤 2007）の刊行以降、筆者らが「新しい介護者」として関心をもち着目してきた男性介護者は、2009年3月の「男性介護者と支援者の全国ネットワーク（略称・男性介護ネット）⁴⁾」の発足を経て、いまこの社会の介護者組織と運動の一翼を担おうとしている。直近の政府データによれば、介護する男性は実数にすればもう100万人を優に超え、主たる介護者の実に3人に1人（34.0%）を占めるに至っている（平成28年国民生活基礎調査）。男性介護ネット発足時には男性介護者を主題とした会や集いは、筆者らの知る限りでは片手で数える程度でしかなかったのだが、いまや男性介護ネットと交流を持つところだけでも150を超え、いまも新しいグループが生まれ、「発見」されている。男性介護ネットがその活動の柱としてきた「仕事と介護の両立」テーマは「介護離職ゼロ」として国家政策の舞台にまで引き上げられている。

これまでも介護する男性がいなかったわけでもなかった。むしろ市販の介護体験記の多くは圧倒的に男性の介護者の手によって出版されている。配偶者や親の介護を担った有名著名な識者が「デキる男」のお手本としてメディアで持てはやされたこともあったし、いまもそうした事は続いている。だが、近代以前、江戸時代では男性の介護役割は至極日常化されていたこと、むしろ育児や介護という家族のケアを担う主要な責任は家長の重要な役割であったこと、なども既に歴史家の研究によって明らかにされている（柳谷 2011）。家族のケア役割が妻や嫁、娘たちという特定の性に特別に割り振られて当然視されてきたのは歴史的に見ればつい最近のことといえよう。こうしてみれば、男性が介護するということが自体はなにも珍しいことではなく、ましてや「デキる男」など賞賛されるようなことでも何でもないように思える。だからこそ、女性が介護すれば当然で男性がやるとなぜ「特別」に扱われるのか、という声がいまも私たちに届いている⁵⁾。介護分析におけるフェ

ミニズム／ジェンダーの視点の優位性を教えているのだが、男性介護者をフォーカスした本稿に課せられた問いでもあろう。

確かに、認知症や難病、寝たきりなど心身に障害のある家族を介護する人は長い間「介護者」という一般語で語られてきた。介護者といえは問わずもがなで妻や嫁や娘という女性を意味していたようだが、いま「男性介護者」という新しい介護者が世間の注目を集め、イクメンに倣った「ケアメン⁶⁾」という造語も生まれ、積極的にケアメンを名乗る男性介護者の会も各地に相次いでいる。もちろん、この介護する夫や息子への関心の広がりには介護に難のある、苦勞している人ということの含意もあるが、むしろ社会の注視の背景には介護を排除することなく共存しようという新しいライフスタイルの牽引者としてのイメージにこそあるようである。

ただ、男性の介護実態の分析視点において筆者が留意したいのは次の点にある。100万人を超える男性の上記のような介護実態が教えているのは、決して男性もこれまで介護を担ってきた女性たちと「同じように」介護しようということではないということだ。この社会が自明としてきた無償かつ無制限、無限定の家族の介護労働というこれまでのシステムとスタイルをただなぞっていくことだけでは、私たちが抱えているこの社会の介護問題はけっして解決することはないということだ。さらに複雑な社会構造的要因を今日の介護問題は包含している。この社会の抱えている根源的な対立軸⁷⁾の俎上にのせて介護問題を議論し検討するという分析視点の課題である。「男性介護者」が厳然たる社会層として存在し、そして彼らもまたこの社会が生み出す深刻な社会問題の担い手として押し出されるという構造的要因に対する批判的分析の課題である、と考える。本稿が提示しようとする「介護者を生きる」という男性の新しい生き方モデルもこの文脈に照らせば、超高齢社会という時代の要請に応える創造性豊かな意味を持つてくる。

IV 男性の介護実態

1 男性の介護スタイル

これまでの介護する男性たちが抱える課題に関わっての研究や実践の蓄積は、男性の介護スタイルをおおよそ次のように捉えてきた。家族の大黒柱という規範や自負が自縄自縛となって、過剰な家族責任を呼び込み、その責任主体となる自己を内面化する、そして弱音を吐か(け)ずに、誰にも頼ら(れ)ず、すべてをひとりで抱え込み、葛藤を深める、という介護実態だ。介護における「家族主義」と「男らしさ」を鎧兜のようにまとった介護スタイルといってもいい⁸⁾。筆者らもまた目標を設定し成果を追い求めるような介護を「ビジネス・モデル」という男性特有の介護実態として分析対象としてきた。

主たる介護者としての生活への動機も契機も一樣ではない男性介護者だが、しかしいざ介護が始まれば誰もがその生活は一変する。戸惑うのは排泄や入浴、清拭、食事援助、移動介助などといった介護だけでない。これまでの暮らし方や働き方のあらゆる矛盾や偏向が、介護と共に一斉に噴出してくる。介護にはもちろんだが、慣れない家事にも戸惑う生活が日常となる。被介護者に認知症が始まれば予期せぬ外出行動や異食、暴力などの周辺症状への対応も始まり、通院介助や服薬管理もある。親族や近隣との付き合いもあれば、ケアマネジャーやホームヘルパーなど介護事業者との交渉、役所への種々の申請業務などこなさなければならない課題が次から次へと頻発する。

収入は減り出費はかさむという経済的問題に苦しみ、仕事と介護の両立は困難となって離職課題が現実性を帯びてくる。離職すれば多くの男性にとっては唯一ともいえるような職場という社会との接点が断たれ、孤立が忍び寄る。そして24時間介護漬けの社会との接点を欠いた孤立した生活にもがくという大きな課題が立ちはだかってくるということだ。

こうしたビジネス・モデルの介護に傾斜する男性介護者を上野千鶴子は次のように叱責する。「妻の介護に達成目標や課題を掲げ、ネットワー

クを活用して社会的資源を動員し、『思いどおりの介護』を妻に強いる例もあることが知られている。一見、愛情からに見えるが実は自己満足」(上野 2007)、介護の放棄だけでなく過剰な介護もまた当事者にとっては不適切な介護になる、と手厳しい批判の対象としてその介護実態を指摘している。筆者らはここ数年来、妻を介護する夫や、親を介護する息子という男性の介護実態や介護意識に関する調査研究や支援交流活動を続けてきたが、そこでは男性ならではの介護の悩みや辛さにも数多く出会ってきた。上野が指摘するような男性介護者が抱えるその困難性さらにはその病理性は、介護者個別のキャラクターや女性介護者との比較によって論及される課題という以上に、夫や息子たちに頑強に制度化されたライフコースと「介護者を生きる」という生活との軋轢によってもたらされるものとして把握されなければならないものであった。いま主要な政策テーマとなっている仕事と介護の両立の困難性は、表層では男性介護者にフォーカスした課題に映るが、対応するその政策射程は働きながら介護を担う人すべてに拡張されるべき課題として集約される、というようなことだ。男性ならではの介護の悩みや辛さとはなにか、というまさにこの特殊な問い掛けへの対応は、その意味で介護する生活ということの普遍に通じる道であるといえよう。

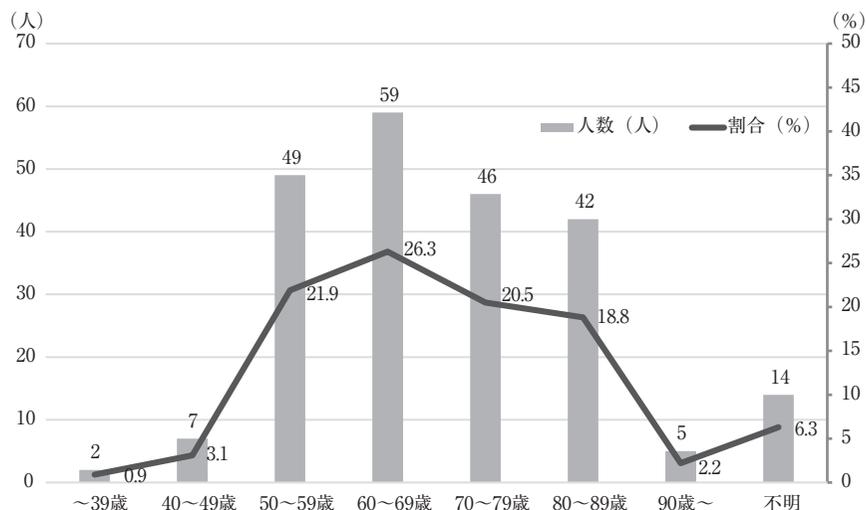
2 介護だけでない、生活のすべてが辛い

老老介護や主たる介護者の高齢化が加速している。滋賀県の高島市の包括支援センターが2012年に行った男性介護者224人へのアンケート調査⁹⁾によれば、その平均年齢は67歳。親を介護している息子の平均年齢は58.1歳で妻を介護する夫のそれは79.5歳という結果だった。90歳以上の介護者も5人に上った(図1)。

同様の傾向は全国的な傾向であることを直近の『平成28年国民生活基礎調査』が示している。この調査によれば老老介護の実際は、この15年間で、介護される人もする人も共に60歳以上同士の介護は54.4%から70.3%に、65歳以上同士は40.6%から54.7%へ、75歳以上同士は18.7%から30.2%へ、と激増している(図2)。また、介護者の高齢化では、65歳以上の介護者は53.9%と全体の半数を超えているし、75歳以上も27.3%と4人に一人以上だ。男性介護者においてはこうした傾向はさらに顕著になる。同調査によれば、妻を介護する夫の93.3%が65歳以上であり、75歳以上は71.0%、80歳以上でも52.4%となっている。夫介護者の半数以上が80歳以上という実態には驚かされる。

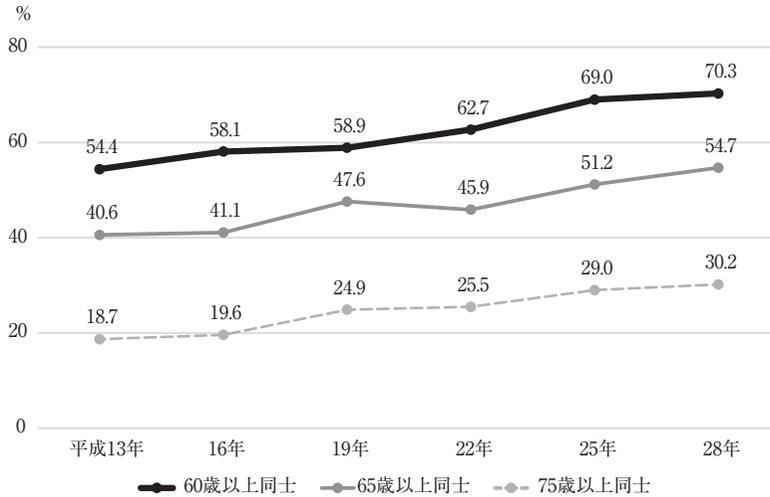
夫婦や親子の老老介護や高齢化、それも多くが二人暮らしという小さな家族による介護生活はさ

図1 年代別男性介護者数(滋賀県高島市)



出所:「広報たかしま」(2013年9月号)より筆者作成。

図2 要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移



注：平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。
出所：『平成28年度国民生活基礎調査』の概況（2017年6月）

らに困難な介護実態をつくりだしている。例えば「家事の困難」。私たちの行った調査（津止・斎藤2007）に、「今までコーヒー一杯入れたことがなかったのに家事をするようになった」という70歳代の男性の戸惑いの声があった。今まで家事を一切しなかったのが、炊事、掃除、洗濯、ゴミ出し、そして郵便局、役所等の種々の用事をしなければならなくなったというのだ。介護行為以上に家事の困難さを訴える人が多いというのも男性介護者の特徴の一つとして語られてきた。

なぜ入浴・排泄・食事介助や移動というプロの介護と思われるような行為よりも、家事がより困難事項となって表出するのか。実はここにも、介護保険が作り上げてきた新しい介護実態、介護のスタイルがある。介護行為の幾つかは介護士等の援助職の支援を得ながら介護をすることが可能になり、主たる介護者ひとりで何もかも全てまかなわなくてもよくなってきた介護環境が実現しつつある。介護保険が切り開いた新しい在宅介護のシステムだ。デイサービス等の事業者の支援でなされる入浴や食事、清拭がそうだ。排泄にしても、ヘルパーの援助を受けてなんとかこなすことが可能になってきた。介護を外部化することによって家族の手を離れ大きく外に開かれていくというシステムである。しかし、家事はそうではない。ほとんど全てを主たる介護者ひとりの責任としてこ

なさなければならないという生活行為であることは、既に筆者らの調査でも明らかになっている（津止・斎藤2007）。

現行の介護保険制度では、同居して介護する家族への支援はもちろん視野の外だが、さらに同居家族がいれば要介護者への家事などの生活援助も原則利用できないという何とも不可解な原則がある。2006年の制度改定でさらにこの原則の厳格な適用が始まり全国で生活援助の支援剥がしのような状況が広がった。この法改定の圧力によって、保険者（自治体）毎の法制度運用の際立った違いが生じ、介護保険制度のローカル・ルールとして批判が高まり、是正を求める運動が全国に広がった。こうした事態に厚労省はこの利用制限という原則を機械的に適用することのないようにという旨の通達¹⁰を再三に渡って各保険者宛に発してきたが、この原則を撤廃した訳ではない。この間の制度改正に向けた議論動向などをみると、同居家族の利用制限どころか、本人利用を含めて家事援助サービスそのものが介護保険制度の枠外として削除されていく議論も具体的に始まっており、不安がますます強まっている。

同居家族がいれば、炊事、掃除、洗濯、買い物等々の生活援助サービスの利用が制限されるのはなぜか。これは多分に以下の二つの意味が込められている。一つは、介護保険がスタートしたとき

に、すでにこの社会が卒業したと思っていた家族責任主義という規範が根深く制度に残っていたということ。もう一つは制度が前提としている同居家族モデルに起因するということだ。同居している主たる介護者役割を担う家族というのは、若くて体力があって、家事も介護もできて、介護に専念できる時間もある家族。だから、家事援助など「軽易」なサービスは不要じゃないか、という発想なのだろう。でもそういう介護者モデルというのはもう過去のものである。

こうしてみると皮肉なことだが、在宅の介護環境が整えば整うほど、在宅の介護環境の限界が明らかになり新たな介護課題が浮上している。発生する在宅介護の諸課題を止揚する新しい介護ステージを準備しなければいけないという政策ニーズが確実にそして大量に発生しているのだ。

ここ数年の介護保険からの軽度者外し、生活援助外しという政策的傾向は、こうした男性の介護実態から見れば全く受け入れがたいものであることは言うを待たないであろう。家事に不慣れな人はもちろんだが、そうでない人もまた加齢や自身の環境変化によって困難をきたすことは容易に予測できよう。生活援助は在宅介護の前提である。

V 「仕事と介護の両立」を巡って

1 「新しい介護実態」の登場

2000年4月の介護保険制度の導入は、それ以前とは随分と違った介護実態を作り出しているが、筆者は介護保険以降に顕著にみられるようになった介護様相の変容を「新しい介護実態」として実践と研究の対象としてきた。「新しい介護実態」とはどのようなものか、について記しながら「仕事と介護の両立」の課題について考えてみようと思う。

「新しい介護実態」を筆者は次のように捉えてきた。

一つは、介護する人が、この社会でこれまで前提とされてきたものとは全く異にするということである。初めて全国規模で実施された介護実態調査（「全国寝たきり老人実態調査¹¹⁾」全国社会福祉協

議会 1968年）では主たる介護者の9割以上が女性であったことが指摘されているが、半世紀を経た今その状況は激変している。介護する夫や息子はいまでは同居の主たる介護者の中で3人に1人（34.0%）を占めるに至っている（『平成28年国民生活基礎調査』）。続柄の変容も激しい。先の全国調査で主たる介護者の半数を占めた「子どもの配偶者（嫁）」は介護者続柄では、妻や娘はおろか夫や息子をも下回る最も少数派となっている。さらに前述したように、在宅の介護実態は「老老介護」そのものと言っても過言ではない実態を迎えている。これまで在宅で介護を担う人といえば「若くて、体力もあり、介護も家事も難なくこなして、介護に専念できる立場にあり、さらに介護者役割を内面化している」ものであり、女性・専業主婦をモデルとしたものであった。しかし、今この社会で在宅介護の役割を担っているのはこれとは真逆の介護者ばかりだ。「想定外」の介護者の出現である。夫や息子という男性の介護者とその抱える課題はこうした「想定外」の介護者のシンボリックな存在となった。

二つ目の「新しい介護実態」は、介護サービスの社会化である。上述の初の全国調査では特別養護老人ホームは全国に4千5百床しかなく、介護のすべてが家族／女性の手委ねられていたことを記している。ホームヘルプやデイサービスなど在宅福祉などは全く未開発の時だった。それ故、20万人と推計された寝たきり老人のうち19万2千人が家族だけの介護で暮らしていたことも報告されている。介護はすべて家族の中で成されていた。この時期の福祉制度は朝日訴訟（1957～1967年）でもその生存権の在り様が争われていたが、介護に係る公的施策は、例えば当時の特別養護老人ホームは全国にわずか4千5百床しか整備されていなかったことに象徴されるように、さらに劣悪で、ごく限られた救貧的でかつ差別的、全く周辺化された施策に過ぎなかった。その後の福祉元年（1973年）やゴールドプラン（1989年）、介護保険制度（2000年）など福祉や介護の政策化・事業化はこうした環境を劇的に変えたようだ。介護サービスを取り込む暮らしが一般化し、実態的な課題はなお多くを残しつつも少なくともその理念

としては「何時でも誰でも何処でも必要な時に」利用できるユニバーサルな制度として社会的合意を得るようになってきている。介護サービスを利用することが恥だとされるような時代があったことももう過去の話になろうとしている。

そして三つ目の変化は、「ながら」介護という介護のカタチだ。介護に専念し得る家族の存在こそがこれまでの在宅介護を可能ならしめてきたのだが、既存の介護システムの要として機能してきた。家族介護は日本社会の美風でありかつ介護の含み資産だといわれてきたのもこの介護に専念しうる家族介護者があればこそであった。3世代・4世代同居・近居という大家族から核家族化・単身家族化への劇的な移行、そして女性の就労や社会参加の著しい進展は、介護に専念し得る家族の選択性を失くした。今増えている介護する家族の実態の多くは、次に示すような「ながら」の介護である。①別居、遠距離で通い「ながら」介護する、②子育てし「ながら」介護する、③修学・就活・婚活し「ながら」介護する、④通院・通所し「ながら」介護する、そして⑤本稿の主題となっている働き「ながら」配偶者や親を介護するワーキングケアラーたちである。介護の事業化の進展と共に介護スタイルの典型となっているのがこの「ながら」介護という介護のカタチだといえよう。

2 仕事と介護の緊張関係——「介護者の半数以上は働いている」

仕事と介護の緊張関係に直面しながら働く人は346.3万人となったことが、『平成29年就業構造基本調査』（総務省）によって明らかにされている。5年周期で実施されるこの調査の直近のデータだが、ワーキングケアラーは男性151.5万人、女性194.8万人、介護しながら働く人はこの5年間で55万人増えている。

また、過去1年間（2016年10月～2017年9月）に家族の介護のために離職した人は99.1千人、男性24.6千人、女性74.5千人となった。5年前と比して、女性では8.8千人減少したが、男性では逆に5.8千人増加するなど、介護離職を巡っての実態は改善されるような事態とはなっていない。

表1は有業者総数に占める介護する人の占める比率はどれくらいになるか、表2は介護する人全体の中で有業者数はどれくらいいるのか、という視点でこの調査のデータを再構成したものだが、驚きの実態が浮かび上がる。

まず表1の有業者視点からみれば、①働いている人の約20人に1人（5.2%）は介護している労働者である。②働いている男性の4.1%、女性の6.7%は介護している労働者である、③働いている50代後半の人の12.0%は介護をしている、となる。これだけでも無視できる数字ではないが、

表1 働いている人のうち、介護している人

		総数	40歳未満	40～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
有業者総数 (1)		66,213.0	23,165.9	16,155.5	6,920.8	6,138.0	5,252.7	4,511.4	4,068.7
男性		37,074.1							
女性		29,138.9							
介護している	有業者数 (2)	3,463.2	377.1	671.2	620.7	739.0	557.6	322.1	175.4
	男女別								
	男性	1,514.9	166.5	275.3	233.2	312.2	267.0	166.9	93.7
	女性	1,948.3	210.5	395.9	387.5	426.8	290.7	155.2	81.8
(2) ÷ (1) %		5.2	1.6	4.2	10.1	12.0	10.6	7.1	4.3
男性		4.1							
女性		6.7							

注：数字単位・千人。千人未満は切り捨てた。

出所：『平成29年就業構造基本調査』結果の概要（総務省，2018年7月）より筆者作成。

それでもまだ働いている人の中で介護する人はマイノリティだ。だが、これを介護者視点(表2)から読み取ると次のように驚愕の実態となる。①介護者の半数以上(55.2%)は働いている、②男性介護者の65.3%、女性の介護者の49.3%は働いている、③60歳以下の、男性介護者の84.3%、女性介護者の65.9%は働いている、50代前半の男性介護者の87.0%は仕事をしている、というのだ。介護者のマジョリティはもう既に有業者・「介護しながら働いている」人たちなのだ。

現行の介護政策は「介護者は働いている」という実態を認識しているのであろうか。多分にそうではないに違いない。働きながら介護している人がいないわけではないが、介護者の多くは介護に専念している、という旧態然たる前提で介護政策が設計されているのではないか。

仕事と介護の両立の困難さに嘆く介護者の声は、上記のような介護者のマジョリティは有業者という介護実態、いざ介護が始まれば介護に専念できる家族の存在を標準とする政策的前提、という矛盾が作り出す軋みの音だ。

3 「あと二カ月で定年。感謝です」

上記で記してきたような仕事と介護を巡っての厳しい環境は、多分に今も昔も変わらぬ実態として存在しているに違いない。が、しかし、いま本稿の冒頭で示したような政府自らが「介護離職ゼロ」を成長戦略に位置付け、経済専門誌がこぞつ

て介護の大特集を組み、「介護退職ゼロ作戦」や「介護離職のない社会をめざす会」という新しい介護運動も登場する、等々に代表されるような時代の変化も生まれていることを軽視し見逃してはいけない。今も変わらぬ厳しい実態の確認とともに新しい変化の兆しへの着目ということだ。この変化を「仕事と介護」が両立し得る社会を牽引する時代の典型としてみた場合、どのような意義を有するかについて少し考察してみようと思う。

次に示す事例は、男性介護ネットが刊行した「男性介護体験記第2集」(2010年)に寄せられた一文の要約だ。

「妻の認知症発生から7年、いま「要介護4」のほとんど全介助の状態だ。1年半前からデイサービスを利用しながらなんとか仕事を続けてきた。デイの迎えが来る前は分刻みの急がしだ。早くに起床し、朝食の準備・食事・片づけ・着替え・歯磨き・洗顔・化粧。その間に何度もある妻の「訴え」には丁寧に！焦るな！急がば回れだ！と言いつけて聞かしている。デイのお迎えと同時に自分は出社する。終業時間は、デイサービスの終了(午後5時)に合わせて、二時間の休暇をとって早退している。会社には何かと迷惑をかけている。早くから妻の若年認知症のことを告白していたのだが、会社や同僚の理解と協力があってこそだ。帰宅したら、慣れない主夫業。電車の中で献立を考え、買物して調理。調理しているとき「お父さん、疲れない?」「私ができないからね(泣)」

表2 介護している人のうち、働いている人

		総数	40歳未満	40～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
介護者総数(1)		6,276.3	540.1	895.7	824.4	1,047.5	978.6	869.4	1,102.6
性別	男性A	2,321.5	221.7	315.1	268.0	355.7	366.5	352.9	441.5
	女性B	3,954.8	318.3	580.6	574.4	691.8	612.1	516.5	661.1
有業者数(2)		3,463.2	377.1	671.2	620.7	739.0	557.6	322.1	175.4
性別	男性a	1,514.9	166.5	275.3	233.2	312.2	267.0	166.9	93.7
	女性b	1,948.3	210.5	395.9	387.5	426.8	290.7	155.2	81.8
働いている介護者(2)÷(1)%		55.2	69.8	74.9	73.7	70.5	57.0	37.0	15.9
男性a÷A%		65.3	75.1	87.4	87.0	87.8	72.9	47.3	21.2
女性b÷B%		49.3	66.1	68.2	67.5	61.7	47.5	30.0	12.4

注：数字単位・千人。千人未満は切り捨てた。

出所：「平成29年就業構造基本調査」結果の概要(総務省、2018年7月)より筆者作成。

(妻)。「お父さん、美味しいよ」(妻)。この言葉に疲れも吹っ飛ぶ。」(熊本県, 59歳(執筆時)。筆者要約)

あと2カ月で定年退職を迎える、とあって感謝の気持ちを伝えるこの人の周囲には多くの支えがあった。十分とは言えない職場や介護の環境ではあったに違いないが、それでも「働きながら介護する」ということに内包されるこれまで発見され尊重されることもなかったような「働き方」「生き方」の豊かなモデルが提示されていると思うのは私だけではないはずだ。辛くて大変な介護生活の中で醸し出される夫婦の新しい関係性や、健康な頃には多分意識されることもなかったような介護するという暮らしの価値への気付きにも心打たれる。介護は辛くて大変、でもそればかりでもないのだということを教えている¹²⁾。

筆者は、この「ながら」介護が一般化している実態を把握した当初には、あれもこれも同時にこなさねばならぬ介護の困難さを強調する意味で「ながら」介護という概念を使ってきた。しかし先の事例を目にしてその考えは全く一面的であると考えようになった。確かに、介護に専念しうる家族を選択し得ない状況からすればやむを得ずして仕事も介護も家事もという生活全般を一手に担わなければならない、という意味においては困難さの象徴であるかもしれないのは言うを待たない。ただ、この「あれもこれも」も同時に担うという介護生活の神髄は、困難さというただそれだけではないということはこの事例は雄弁に語っている。端的に言えば、仕事と介護の両立が可能な環境というのは、24時間365日介護漬けにならずにすむという新しい介護生活の可能性を切り開いているということにあるのではないか、ということである。この24時間365日介護漬けの生活というのは、介護に専念することが可能な家族を選択し得たあの大家族時代に、主に女性が担ってきたような介護スタイルに相違ないのだが、「ながら」介護の登場はこのスタイルとは確かに一線を画している。介護から離れるための正当な根拠を、仕事を続けながらの介護が提供し、自分専用の環境(時間・仲間・役割・収入等々)を誰憚ることなく享受することを可能としているのだ。介護

者としてのただひとつの役割を一人で背負うというのではなく、一人の市民として生き切ることも出来るという環境を求めることの正当性だ。

体験記に記された介護者の言葉に今一度耳を傾けてみよう。

「家を出て、通勤電車での1時間が一番ゆっくりできる時間です。会社に着いたら介護のことは忘れて直ぐに仕事モードへ切り替えです。仕事へ集中することで介護ストレスの発散になっているのかも知れません」「こんな生活もあと2カ月、やっと定年退職の日が来るのです。辞めようと思って2年間。勤めてこられたのも、デイの皆さん、職場のみんなのおかげです。感謝です」

この体験記には、若年認知症を患った妻の症状を職場に早くにカミングアウトしSOSを発してきたことが同僚の理解と支援に繋がったことも記してあった。介護サービスの豊富化やその利用も両立を後押ししてくれた。「通勤時間の1時間が一番ゆっくりできる時間」という過酷な毎日を潜り抜け、無事に定年を迎える彼を送り出すことができる職場の同僚の「万歳」の声も聞こえてくるような胸が熱くなる一文だ。「あれもこれも」同時にこなさなければならない困難さと同時に、その辛さを潜り抜けた向こう側には仕事を続けることが出来るということが24時間365日介護漬けにならなくてもいい正当な根拠として誰からも支持され歓迎されるような新しい時代の胎動もまた始まっているのだ。

4 女性の労働環境と男性の介護環境の同異

男性介護者が抱える仕事と介護の課題を少し違う視点から考えてみようと思う。

男女雇用機会均等法(1985年)が施行され、雇用における男女差別の撤廃というテーマがようやく表舞台にあがった。しかし、採用や処遇面での局地的の前進はあったものの母性保護などの支援ではむしろ後退し雇用環境での男女平等にはなお道遠し、課題を山積させているようだ。「24時間戦えますか!」とビジネスマンを鼓舞したドリンク剤のCMのように、余暇も家族も社会活動もすべてを犠牲にして仕事一筋に適合させるかのような従来からの男社会で見られた働き方のスタイル。

「私つくる人、僕食べる人」と性別役割分業を刷り込んだ食品 CM のような働き方と暮らし方のシステム。このスタイルとシステムの是非を問い、正していくということなしに女性もただその道をなぞっていくということだけでは、男女の雇用環境の真の平等化や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」には影響することはなかったのだ。働き方の男性化とでもいうようなワーク・ライフ・アンバランスな雇用・労働環境の蔓延は、男女を問わず労働と生活の環境をますます窮屈なものとしている。

武石恵美子は「女性に対して男性と同様の能力発揮、キャリア形成を求めていくというアプローチに限界があったことが指摘できる」（武石 2011）と、男性の働き方を前提にすると、女性が働き続けることを支援する両立支援の在り方も問題となるといっている。さらに武石は、男性にも従来型の「男性並み」に働くことのできない人たちの存在があることに着目しつつ、性別に関わらず多様な労働者のニーズに着目した人事政策や職場マネジメントの重要性を主張している。しかし、原理的には、この社会のキャリア評価の標準となっている「従来型の『男性並み』」の働き方ということこそが根底から問われなければならないのだ。介護する男性たちへの着目や支援の必要性もこうした文脈に位置する。

上記の女性の労働環境と全く同様の構造を男性の介護環境も抱えているようである。男女が共に介護を担う時代、というのは介護を排除してこそ成り立つような男性に典型的な「ケアレス・マン」モデル¹³⁾（久場 2004）との決別であることは当然だが、それは無償・無制限・無限定という女性の介護役割のシステムとスタイルの焼き直しとも違うはずである。男女が共に手を携えて、家族と自分の老後を安心して託すことが可能な、これまでとは違う全く新しい介護のスタイルとシステムを創造していくことに他ならない。何より「介護の社会化」の豊富化・拡張化の中で、家族と介護を捉えようというものだ。

男性を介護の射程に収めることは、介護する／されるということを家族等の誰かの犠牲の上に成り立たせるのではなく、ILO156 号条約「家族的

責任条約¹⁴⁾」がいうように労働者家族が家族のケア役割を全うし得る社会的条件を社会の五臓六腑に埋め込んでいくという、この社会の「これまで」と「これから」を画するようなプロジェクトを起動させることである。

- 1) 三宅貴夫は、この呆け老人を抱える家族の会の発足を「有吉佐和子の『恍惚の人』を凌ぐ」社会的インパクトがあったと記している（三宅 1986）
- 2) 大阪府社協「老人介護者（家族）の会 介護者の輪を広げよう」（1994 年）では、ゴールドプランによって当事者（利用者）の参加のあり方が問われ、また在宅ケアシステムの面からも介護者の会の必要性が登場してきた、家族介護者の組織化の背景を指摘している。
- 3) この調査は、「全国各地にある呆け老人の介護家族を中心とした家族の会の活動の実施を把握」し、（社）家族の会および各地の家族の会の活動の充実と連携に資することを目的として 1995 年 12 月現在の実態把握を行なった。調査結果は同報告書（1996 年 5 月）にまとめられた。
- 4) 男性介護者と支援者の全国ネットワークは、2009 年 3 月に発足した。会員は「No.1000」を超え、九州・山陰・四国・やまぐに（長野・山梨）・東北などブロックでの活動も始まっている。「介護退職ゼロ作戦」や、介護体験を「書く／読む」（介護体験記）・「語る／聴く」（語り部バンク）という活動を提唱している。<https://dansei-kaigo.jp/>
- 5) 『女も男も No. 126』（2015 秋・冬）の BOOK GUIDE は、拙著『ケアメンを生きる』（2012）を「本書を手にしたとき、まず思ったのは、『何！ケアメン?!』。女性の介護者をわざわざ『ケアウーマン』と呼ぶ？育児をする男性を『イクメン』と呼ぶだけでなく、今度は『ケアメン?!』と評している。
- 6) 読売新聞の「私のあんしん提言」（2011. 2. 1 朝刊）は「介護できる『ケアメン』に」という見出しで筆者のインタビュー記事を掲載している。前年に流行語大賞候補になったイクメンに倣って介護する男性も、新しい「生き方モデル」の体现者として取り上げてほしい、ということ伝えてこの言葉を使った。
- 7) Ungerson はその介護分析視点の一つにフェミニズムとともに「階級的亀裂」をも指摘している（Ungerson 1987 = 1999 : 2）
- 8) 「家族主義」と「男らしさ」ということは、この社会が求めモデルとした男性像でもあって、こうしたスタイルが社会的逸脱ということでは全くないということも忘れてはならない。
- 9) この調査結果の概要が「広報たかしま」2013 年 9 月号に掲載されている。この地域は「ケアメンの会」が活動しているが、「この調査結果から、男性介護者同士が集まるケアメンの会が、仲間同士支え合う大切な場になっていると改めて感じました」とコメントしている。
- 10) 厚労省老健局振興課長通達（各都道府県介護保険主管課（室）長宛）は 2007（平成 19）年 12 月 20 日付、2008（平成 20）年 8 月 25 日付、2009（平成 21）年 12 月 25 日付において「同居家族の有無のみを判断基準として、一律に予防給付の支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、適切に判断されたい」としている。
- 11) 全国社会福祉協議会が 1968 年 7 月に行なったもので、全国的な規模での調査としては我が国初めての介護実態調査。全国の民生委員 13 万人を調査員として 70 歳以上で床についたきりの老人全員の家庭をたずねて、老人と家族に面接し、

- 年齢、状態、主な介護者等々12項目について調べた。同調査結果は同年9月に発表されている。
- 12) 筆者らは介護生活で生まれるこうした正逆の感情を「介護感情の両価性」として意味化し、辛くて大変、「でもそればかりでもない」という気付きの支援を重視してきた(津止2012)。
- 13) 久場嬉子は、家事・育児・介護役割を負わない「家庭責任不在の男性正社員」を指して「ケアレス・マン(ケア不在の人)」モデルといった。
- 14) ILOが1981年に採択した条約で、目的は育児や介護などのために職業生活に支障をきたす労働者が男女を問わず不利益をうけないように、といういわば労働者家族の権利条約。日本は1995年に「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正したうえで、同年6月に本条約を批准した。

参考文献

Clare Ungerson (1987) Policy is Personal: Sex Gender and Informal Care (= 1999, 平岡公一・平岡佐智子訳:『ジェンダーと家族介護——政府の政策と個人の生活』, 光生館)

池田心豪 (2014)『サラリーマン介護』, 法研.

一瀬貴子 (2001)「在宅痴呆高齢者に対する老老介護の実態とその問題——高齢男性介護者の介護実態に着目して」, 奈良女子大学家政学会.

—— (2004)「介護の意味:意識からみた高齢配偶介護者の介護特性——高齢男性介護者と高齢女性介護者との比較」, 『関西福祉大学研究紀要』第7号.

上野千鶴子 (2007)「女はあなたを看取らない」『中央公論』第122巻第11号

奥山則子 (1997a)「性別役割からみた男性介護者の介護」, 『地域保健』第28巻第1号.

—— (1997b)「文献から見た在宅での男性介護者」, 『東京都立医療技術短期大学紀要』第10号.

小田原弘子・中山壽比古 (1992)「痴呆性老人患者の在宅看護に及ぼす影響の検討——男性介護者の意識と実態調査」, 『老年社会科学』Vol. 14.

春日キスヨ (1997)『介護とジェンダー——男が看とる女が看とる』, 家族社.

久場嬉子 (2004)「男女雇用機会均等法」から「男女共同参画社会基本法」まで——「ケアレス・マン(ケア不在の人)」モデルを超えて」, 『ジェンダー白書2女性と労働』, 明石書店.

斎藤真緒 (2009)「男が介護するという事——家族・ケア・ジェンダーのインターフェイス」, 『立命館産業社会論集』第45巻第1号.

—— (2011)「男性介護者の介護実態と支援の課題——男性介護ネット第1回会員調査から」, 『立命館産業社会論集』第47巻第3号.

—— (2015)「家族介護とジェンダー平等をめぐる今日的課題——男性介護者が問いかけるもの」日本労働研究雑誌 No. 658.

澁谷智子 (2018)『ヤングケアラー——介護を担う子ども・若者の現実』, 中公新書.

(社)全国国民健康保険診療施設協議会 (2011)『男性介護者の支援のあり方に関する調査研究報告書』.

(社)全国介護者支援協議会 (2011)『男性介護者の支援のあり方に関する調査研究報告書』.

(社) 呆け老人をかかえる家族の会 (1996)「『ほけ老人の家族の会』に関する全国実態調査報告書』.

彦聖美・大木秀一 (2016)「男性介護者の健康に関連する社会的決定要因と支援の方向性」, 『石川看護雑誌』13.

武石美恵子 (2011)「雇用における機会と待遇の均等——現状と今後の政策課題」, 『ジュリスト』No. 1424.

武田春代他 (1995)「男性介護者(オヤジ)の会を支援して」, 東京都衛生局学会.

津止正敏・斎藤真緒 (2007)『男性介護者白書——家族介護者支援への提言』, かもがわ出版.

津止正敏 (2013)『ケアメンを生きる——男性介護者100万人へのエール』, クリエイツかもがわ.

—— (2015)「男性介護者への包括的支援の論理と根拠——暮らしと介護、仕事と介護の視点から」, 『社会福祉研究』第122号.

長島明子 (1999)「オヤジたちへの賛歌」, 『訪問介護と看護』Vol. 4 No. 2.

長野県社会福祉士会 (1999)『介護問題緊急アピール特別委員会報告書』.

深沢華子他 (1995)「高齢者の在宅介護にかかわる男性家族介護者の意識と行動」(第1報~4報), 『第54回日本公衆衛生学会総会抄録集』.

平山亮 (2014)『迫りくる「息子介護」の時代——28人の現場から』, 光文社.

—— (2017)『介護する息子たち——男性性の死角とケアのジェンダー分析』, 勁草書房.

馬庭恭子 (1996)「男性介護者の現状と今後のあり方」, 『保健の科学』第38巻第8号.

三宅貴夫 (1986)『ほけ老人と家族への援助』, 医学書院.

森詩子 (2008)「男性家族介護者の介護実態とその課題」, 『大阪経大論集』第58巻第7号.

労働政策研究・研修機構(JILPT) (2013) 資料シリーズNo. 118『男性の育児・介護と働き方——今後の研究のための論点整理』.

—— (2015) 労働政策研究報告書 No. 170『仕事と介護の両立』

柳谷慶子 (2011)『江戸時代の老いと看取り』, 山川出版社.

湯原悦子 (2010)「男性介護者による高齢者虐待——先行研究の到達点」, 『高齢者虐待防止研究』第6巻第1号.

和氣美枝 (2016)『介護離職しない, させない』, 毎日新聞出版.

つどめ・まさとし 立命館大学産業社会学部教授。最近の主な著作に『しあわせの社会運動——人がささえあうということ』(ウインかもがわ, 2013年)。地域福祉論専攻。